

宮城県

出荷制限指示後の管理の考え方

イワナ（養殖を除く。以下、同じ。）については、宮城県内水面漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町に対し、イワナについて出荷制限が指示された広瀬川（支流を含む。）においては、①所属組合員にイワナを採捕しないよう周知すること、②遊漁券の販売にあたって、また既に年券を購入した遊漁者に対して、イワナを採捕しないよう周知すること、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等への掲載を通じて当該河川でイワナを採捕しないよう広く周知を図る。

2 流通対策

当該魚種については市場流通はしていないが、採捕者が一部相対取引により旅館等に販売しているものもある。採捕者に対しては1による措置で管理が徹底される。また、需要者である旅館等には市町を通じ、イワナを扱わないよう周知徹底を図る。

3 その他

周辺を含む河川においては、今後ともイワナの検査を実施し、実態を把握するものとする。